



宮 崎 県 公 報

平成25年10月10日 (木曜日) 第 2530 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護事業所）の指定……………（国保・援護課）	1
○生活保護法に基づく介護機関（居宅介護支援事業所）の指定……………（ “ ）	1
○生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護支援事業所）の再開……………（ “ ）	2
○指定自立支援医療機関（育成医療及び更生医療）の指定……………（障害福祉課）	2
○指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（ “ ）	2
○民有林の保安林の指定予定（3件）……………（自然環境課）	2
○保安林の指定予定の通知（6件）……………（ “ ）	3

頁

○保安林の指定施業要件の変更通知の宛先人不明について……………（自然環境課）	4
○土砂災害警戒区域の指定……………（砂防課）	4
○土砂災害特別警戒区域の指定……………（ “ ）	5

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…（協・働・助産課）	5
○土地改良区の役員の退任の届出……………（農村整備課）	6
○入札公告……………	6
○落札者等の公告（5件）……………	7

企業局企業管理規程

○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程……………	8
○企業局職員の被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程……………	10

告 示

宮崎県告示第 598号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人社団望山会	日向市東郷町山陰辛 2 41番地 1	訪問介護 緑の風	日向市東郷町山陰辛 2 64番 2	平成25年 9月 1日
株式会社愛 Life	東諸県郡国富町大字三名字三ヶ町 1162番地 2	サポートセンター愛 Life	東諸県郡国富町大字三名字三ヶ町 1162番地 2	平成25年 9月 1日
医療法人社団望山会	日向市東郷町山陰辛 2 41番地 1	デイサービス 緑の風	日向市東郷町山陰辛 2 64番 2	平成25年 9月 1日
社会福祉法人瀧口会	串間市大字南方字西之	特定施設入居者生活介	串間市大字西方3676番	平成25年 7月15日

	出口3431の 5番地	護事業所 幸せホーム あすか	地	
有限会社ひかり苑	宮崎市清武町あさひ一丁目1番地 2	日南訪問介護センター	日南市吾田東 2 丁目21 06番 1	平成25年 7月 5日
合同会社エンジェルケア	都城市下水流町3369番地 1	訪問介護エンジェル	都城市都原町7084番地 3	平成25年 7月 1日
有限会社リード	延岡市大門町 164番地 2	ホームヘルプサービス だんだん	延岡市大門町 163番地 1	平成25年 5月28日

宮崎県告示第 599号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
合同会社かりん	都城市志比田町9539番地2	居宅介護支援事業所かりん	都城市志比田町9539番地2	平成25年9月1日
医療法人社団望山会	日向市東郷町山陰辛241番地1	居宅介護支援事業所望山荘	日向市東郷町山陰辛264番2	平成25年8月26日

宮崎県告示第 600号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり再開した旨の届出があった。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		再 開 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社久保田建設	小林市堤2077番地8	ホームライフひむか居宅介護支援	小林市堤2077-8	平成25年6月4日

宮崎県告示第 601号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
株式会社おおぬきタウン薬局	延岡市	薬局	平成25年10月1日
そうごう薬局上川東店	都城市	薬局	平成25年10月1日

宮崎県告示第 602号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	担当する医療の種類	指 定 年月日
株式会社おおぬきタウン薬局	延岡市	薬局	平成25年10月1日
そうごう薬局上川東店	都城市	薬局	平成25年10月1日
結の杜薬局	宮崎市	薬局	平成25年10月1日

宮崎県告示第 603号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷の原字権現谷乙3110-4（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 604号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字奈留字山ノ根4470-10

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 605号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字市木字小池 796・797-1（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 606号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字深谷7588-5・7592-3・7592-4・7592-9（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 607号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市野尻町東麓字見越5658、5667-5、5667-10、5667-11、5667-13、5668-1、5669
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字見越5658・5667-5・5667-10・5667-11・5667-13・5668-1（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）、5669

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 608号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字榎田字三斗蒔 457
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字三斗蒔 457（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 609号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - (1) 北諸農林部三股町大字長田字堂ノ下 246-2、277-2、277-5から277-9まで、277-11、277-15から277-17まで、277-21、277-23、277-26、277-30から277-34まで、277-37、大字樺山字細目6405-2、6415-1、6424-6、6424-8
 - (2) 北諸農林部三股町大字長田字栗巢3529-2、3531-1、3531-2、3533-2、字牧3542-1、3542-2、3543-2、3544-5、3544-7、3544-10、3544-11、3544-13、3544-15、3544-16、3544-19、3544-25、3544-53、3544-59、3546-2、

3547-1、3547-4、3554-18、3554-19、3554-22、3554-23、3570-1、3570-2、3571、3572、字壺堂6757-4から6757-6まで、6763-6

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 610号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字松林 8442-1・8495-4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 611号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字岩屋越2410-1・2410-4・2410-5（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 612号

保安林の指定施業要件を変更する件（平成25年農林水産省告示第1752号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第 249号）第 189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する宮崎市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名

宮崎市役所

開地公一、梶谷三七、原田ミドリ、松山定雄、川越貞藏、池宮イトル、池宮泉、藤井保峯、樋口繁次郎、矢野義士

2 通知の要旨

(1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については平成25年農林水産省告示第1752号によること。

宮崎県告示第 613号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	愛宕第1	I-1-1432	急傾斜地の崩壊
	愛宕第2	I-1-1433	急傾斜地の崩壊
	愛宕第5	I-1-2141	急傾斜地の崩壊
	伊達第1	I-1-1435	急傾斜地の崩壊
	松山第1	I-1-1517	急傾斜地の崩壊
	松山第2	I-1-1518	急傾斜地の崩壊
	松山第6	I-1-3581	急傾斜地の崩壊
	松山第7	I-1-3584	急傾斜地の崩壊

松山第9	II-1-7424	急傾斜地の崩壊	松山第2	I-1-1518	急傾斜地の崩壊
松山第13	II-1-7428	急傾斜地の崩壊	松山第6	I-1-3581	急傾斜地の崩壊
松山第14	II-1-7429	急傾斜地の崩壊	松山第7	I-1-3584	急傾斜地の崩壊
愛宕東小谷川	10-203-1-054	土 石 流	松山第9	II-1-7424	急傾斜地の崩壊
愛宕東谷川	10-203-1-055	土 石 流	松山第13	II-1-7428	急傾斜地の崩壊
愛宕北谷川	10-203-1-056	土 石 流	松山第14	II-1-7429	急傾斜地の崩壊
盛り谷川	10-203-1-077	土 石 流	愛宕東谷川	10-203-1-055	土 石 流
松山町(1)	10-203-1-078	土 石 流	松山町(1)	10-203-1-078	土 石 流
落水谷沢	10-203-1-080	土 石 流	落水谷沢	10-203-1-080	土 石 流
松山町(2)	10-203-3-014	土 石 流	松山町(2)	10-203-3-014	土 石 流
松山町(3)	10-203-3-015	土 石 流	松山町(3)	10-203-3-015	土 石 流
深崎第1	I-1-1691	急傾斜地の崩壊	深崎第1	I-1-1691	急傾斜地の崩壊
深崎第2	I-1-1692	急傾斜地の崩壊	深崎第2	I-1-1692	急傾斜地の崩壊
深崎谷川	10-427-1-025	土 石 流	深崎谷川	10-427-1-025	土 石 流

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所にて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 614号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所（溪流）番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
延岡市	愛宕第1	I-1-1432	急傾斜地の崩壊
	愛宕第2	I-1-1433	急傾斜地の崩壊
	愛宕第5	I-1-2141	急傾斜地の崩壊
	伊達第1	I-1-1435	急傾斜地の崩壊
	松山第1	I-1-1517	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土整備部砂防課及び延岡土木事務所にて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年9月27日	特定非営利活動法人ハッピーデイズ	清 岩男	宮崎県児湯郡新富町富田西2丁目60番地	この法人は、障害者や地域住民に対して、自立支援、地域参加や交流、介護予防に関する事業、介護保険法に基づく訪問看護、介護予防訪問看護を行い、もって宮崎県内

の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、都城市高木原土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	倉 富 保	都城市金田町2154番地 1

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 DNS サーバ機器等一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間 平成26年 3 月 1 日から平成31年 2 月28日まで
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料 1 月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。
 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年宮崎県条例第 81 号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入

- 札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
 - (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は、(2)～(5)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
 - (6) 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習犯又はその恐れのある者でないこと。
 ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。
 イ 暴力団員とは、暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団の構成員をいう。
 ウ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であつて、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。
 (ア) 暴力団の威力を背景に暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者。
 (イ) 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
 - (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (8) 会社更生法（昭和27年法律第 172号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 25号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 入札参加資格等の審査
- 入札に参加しようとする者は、前記 3 の資格要件を満たすことを証明できる書類を提出しなければならない。
 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110
 - (2) 提出期間 平成25年10月10日（木）から平成25年10月28日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
 - (3) 提出方法 持参又は郵送（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成25年11月 18 日（月）までに通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
 - (2) 期間 平成25年10月10日（木）から平成25年11月19日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係

- (2) 期間 平成25年10月10日(木)から平成25年10月28日(月)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
- 7 入札及び開札の場所及び日時
- (1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室
- (2) 日時 平成25年11月20日(水)午後2時
- 8 入札保証金
- 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項
- 宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法
- 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局
- 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 13 その他
- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: DNS server system, 1set
- (2) Time limit for tender 2:00 p.m. 20 November 2013
- (3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
- 平成25年度第8-1号 多重無線設備整備工事
県庁統制局と総合庁舎局等を多重無線回線で結ぶ防災IPネットワーク網の整備
- 県庁統制局 N=1箇所
総合庁舎局 N=10箇所
無線中継局 N=19箇所
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
- 宮崎県総務部危機管理局消防保安課
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
- 平成25年9月26日
- 4 落札者の氏名及び住所
- 日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 落札金額
- 2,100,000,000円

- 6 一般競争入札の公告を行った日
- 平成25年7月25日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名の名称及び数量
- 遺失物管理システム一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
- 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
- 平成25年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
- NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
支店長 大室 賢二
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
- 147,150,000円(税抜)
- 6 一般競争入札の公告を行った日
- 平成25年8月15日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名の名称及び数量
- 運転者管理業務用端末装置等一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
- 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
- 平成25年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
- NECキャピタルソリューション株式会社九州支店
支店長 大室 賢二
福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
- 132,720,000円(税抜)
- 6 一般競争入札の公告を行った日
- 平成25年8月15日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 落札に係る調達件名の名称及び数量
- 宮崎交通管制システム上位装置一式の賃貸借及び保守委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
- 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
- 平成25年9月25日

- 4 落札者の氏名及び住所
J A三井リース株式会社 九州第三部長 鈴木 章洋
福岡市博多区下川端町 2 番 1 号
- 5 落札金額
合計 18,180,000円（税抜）
賃貸借料 2,278,200円（税抜）
保守委託料 15,901,800円（税抜）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成25年 8 月15日

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成25年10月10日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名の名称及び数量
警察署、交番等ネットワーク機器一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番28号
- 3 落札者を決定した日
平成25年 9 月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社南日本ネットワーク
代表取締役 大園 實昭
宮崎市橘通東 3 丁目 6 番29号
- 5 落札金額
34,080,000円（税抜）
- 6 一般競争入札の公告を行った日
平成25年 8 月15日

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成25年10月10日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第 5 号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）	
原因	特に承認を与える期間	原因	特に承認を与える期間
[略]		[略]	
5 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第 14号）による交通の制限又はしや断	その都度必要と認める日又は時間	5 削除	
6 風水震火災その他の天災地変による職員の現住所の滅失又は破壊	[略]	6 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	[略]
7 風水震火災その他の非常災害による交通しや断又は	[略]	7 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故	[略]

交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合		等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	
8 所属所の事務又は事業の運営上の必要に基づく事務又は事業の全部又は一部の停止	[略]	8 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	[略]
[略]		[略]	
10 職員の分べん	その分べんの予定日前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から分べんの日後 8 週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間	10 職員の出産	その出産の予定日前 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）目に当たる日から出産の日後 8 週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間
10の 2 職員の配偶者の出産	3 日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	10の 2 職員の配偶者の出産	3 日を超えない範囲内でその都度必要と認める日、時間又は30分
[略]		[略]	
14の 2 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内において 5 日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	14の 2 職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の 8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内において 5 日を超えない範囲内でその都度必要と認める日、時間又は30分
14の 3 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（中学校就学の始期に達するまでの子が複数ある場合は、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	14の 3 中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして管理者が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において 5 日（中学校就学の始期に達するまでの子が複数ある場合は、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日、時間又は30分
14の 4 第12条の 2 第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の管理者が定める世話をを行う職	一の年において 5 日（要介護者が複数ある場合は、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	14の 4 第12条の 2 第 1 項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の管理者が定める世話をを行う職	一の年において 5 日（要介護者が複数ある場合は、10日）を超えない範囲内でその都度必要と認める日、時間又は30分

員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合		員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	
[略]		[略]	
16の2 妊娠中（分べんの予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）を除く。）の女子職員が、妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	7日を超えない範囲内でその都度必要と認める日又は時間	16の2 妊娠中（出産の予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）を除く。）の女子職員が、妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合	7日を超えない範囲内でその都度必要と認める日、時間又は30分
[略]		[略]	
19 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]	19 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	[略]
[略]		[略]	

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行し、この企業管理規程による改正後の企業局企業職員就業規程の規定は、平成25年7月1日から適用する。

企業局職員の被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成25年10月10日

宮崎県企業局長 濱 砂 公 一

宮崎県企業局企業管理規程第6号

企業局職員の被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程

企業局職員の被服貸与規程（昭和55年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前														改正後															
別表第1 個別貸与被服の貸与基準（第3条関係）														別表第1 個別貸与被服の貸与基準（第3条関係）															
被貸与者	貸与品名	防寒服		作業衣 又は作業シャツ		作業ズボン		作業帽		運転士 用手袋		安全靴 等		ゴム長靴		被貸与者	貸与品名	防寒服		作業衣 又は作業シャツ		作業ズボン		作業帽		安全靴 等		ゴム長靴	
		期	数	期	数	期	数	期	数	期	数	期	数	期	数			期	数	期	数	期	数	期	数	期	数		
		間	量	間	量	間	量	間	量	間	量	間	量	間	量			間	量	間	量	間	量	間	量	間	量	間	量
総務課	運転士	36	1	24	2	12	2	24	1	12	3	24	1	24	1	総務課	運転士	36	1	24	2	12	2	24	1	12	3	24	1
	財産管理担当の職員	[略]													財産管理担当の職員	[略]													
	ダム放流警報業務に従事する職員（財産	36	1	36	2	36	2	36	1								ダム放流警報業務に従事する職員（財産	36	1	36	2	36	2	36	1				

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px; height: 20px;">[略]</td> </tr> </table> <p>別記 様式第 1 号 (第 4 条関係)</p> <p style="text-align: center;">個別被服貸与申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">被服の種類</th> <th style="width: 35%;">貸与品名</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 10%;">貸与期間</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="5">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	[略]	被服の種類	貸与品名	数量	貸与期間	備 考	[略]					[略]					<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px; height: 20px;">管理担当の職員を除く。)</td> </tr> </table> <p>別記 様式第 1 号 (第 4 条関係)</p> <p style="text-align: center;">個別被服貸与申請書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">被服の種類</th> <th style="width: 15%;">貸与品名</th> <th style="width: 10%;">規格</th> <th style="width: 10%;">サイズ</th> <th style="width: 10%;">数量</th> <th style="width: 40%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="6">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	管理担当の職員を除く。)	被服の種類	貸与品名	規格	サイズ	数量	備 考	[略]						[略]					
[略]																																				
被服の種類	貸与品名	数量	貸与期間	備 考																																
[略]																																				
[略]																																				
管理担当の職員を除く。)																																				
被服の種類	貸与品名	規格	サイズ	数量	備 考																															
[略]																																				
[略]																																				

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

--	--